



第4章 快適で環境にやさしいまちづくり

第1節 市街地・住環境の整備

第2節 総合交通・道路環境の整備

第3節 環境との共生・保全

第4節 循環型社会



西部近隣公園

第1節 市街地・住環境の整備

1 市街地の整備・活性化



将来のまちの姿

多様な主体と協働し、安全で快適かつ地域の特性を生かしたまちづくりの整備が進み、市街地の活性化が図られているまち

現状と課題

- ◆ 本市は、都市計画における区域区分や用途地域の指定、地区計画などにより、適正な土地利用の誘導・保全を図るとともに、京成本線や東葉高速線の各駅周辺における土地区画整理事業をはじめとする都市基盤整備を展開するなど、良好な市街地を計画的に形成することにより、首都圏の住宅都市として発展してきました。
- ◆ 近年では、大規模災害のリスクの増大や社会資本の老朽化、市街地の空洞化などの課題が生じています。これらの課題に対応するため、鉄道駅を中心に都市機能を配置し、その周辺に居住機能の立地を進めるなど、コンパクトでまとまりのある市街地の形成を図るとともに、適正な民間開発への誘導などを図る必要があります。
- ◆ 京成本線沿線の各駅周辺では、各駅を中心とした地域の目指す姿を示す八千代市京成本線沿線まちづくりビジョンに基づいて、商業などの活性化や都市機能の向上を図る必要があります。
- ◆ 市街化調整区域は、農地や山林が虫食い状に宅地化されるなど、住宅地の無秩序な拡大を抑制する必要があります。

基本方針

- ◆ 将来の人口減少に備え、地域の特性を生かした計画的な土地利用を図るとともに、市街地の整備に関する各種制度などを活用し、良好な住環境や景観、魅力と活力のある商業、個性ある市民文化を育むなど、バランスのとれた総合的な市街地整備を推進します。
- ◆ 地域住民や事業者などの自発的かつ自立的な地域の価値向上に向けた市街地の形成に関する取組を支援します。

施策内容

(1) 市街地の整備・誘導・保全

① 土地利用の適正化

- 将来の人口減少や激甚化する自然災害に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、八千代市都市マスタープランに基づき、計画的な土地利用の誘導や転換、規制を図ります。
- 市街化調整区域は、土地利用方針及び地区計画運用基準に基づいて、市街化区域周辺や幹線道路沿道など、地区の特性に応じた土地利用の誘導を図ります。
- 良好な市街地の整備や保全を図る地区の市街化区域への編入手続を進める一方で、鉄道駅を中心とした持続可能な集約型の都市構造への転換を図ります。

② 市街地の整備

- 市街地整備を予定している地区における整備手法の検討を進めるとともに、市街地の計画的かつ効率的な整備を推進します。

③ 鉄道沿線の活性化

- 用途地域の見直しや地区計画制度の活用などにより、民間事業者による開発を誘導し、駅周辺における土地利用の高度化を図ります。

④ 都市景観の形成

- 地区計画制度の活用や屋外広告物の表示・設置の適正化により、良好な景観の形成を図ります。

⑤ 住居表示などの整備

- 宅地開発事業などの施行区域との整合を図りながら、住居表示の実施や街区区域の変更を検討するとともに、町名を変更又は選定する際には、住民の合意のもとに歴史や伝統のある地名の存続を図ります。

(2) 地域まちづくりの推進

① 地域まちづくりの支援

- 地域の特性に応じて、地域住民や事業者などによる主体的なまちづくり活動の支援に努めます。

関連する個別計画

八千代市都市マスタープラン
八千代市京成本線沿線まちづくりビジョン

第1節 市街地・住環境の整備

2 住 宅



将来のまちの姿

ライフスタイルの多様化や居住ニーズの変化に応じた住宅が整備され、多様な世帯が快適で安心して住み続けられる住環境が整備されているまち

現状と課題

- ◆ 本市は、特定行政庁*として安全で秩序ある住環境をつくるため、建築確認事務、許認可事務、違反建築物への指導監督など建築物の安全性の確保に取り組んでいます。
- ◆ 近年では、地球温暖化の抑制に向けて、省エネルギー化など環境への負荷を抑えた住宅やライフスタイルの多様化及び居住ニーズの変化に応じた住宅の整備が求められています。
- ◆ 市街地の形成から相当な期間が経過した区域では、老朽化した住宅の増加や人口減少など社会環境の変化に伴い、空き家や空室が増加しており、空き家などの中には適切な管理が行われていないことで、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものがあります。
- ◆ 既存住宅のなかには、耐震性が低い住宅もあり、災害に強い安全な住宅への建替えや改修が求められています。
- ◆ 今後、高経年マンションの急増が見込まれるなか、区分所有者による管理の適正化を推進し、良好な住環境の維持を図る必要があります。
- ◆ 本市は、低額所得者向け住居として市営住宅の確保に取り組んでいますが、用途廃止や改修が必要な時期を迎えており、今後の安定的な提供が課題となっています。

基本方針

- ◆ 法令に基づく適切な建築指導や都市計画との連携により、良好な住環境の維持保全を図ります。既存住宅の耐震性の向上や空き家対策、定住施策と連携した住宅改修を促進するなど、市民が地域に住み続けられるための支援を行います。
- ◆ 多様な世帯の居住の確保に向けて、不動産及び建設に関係する団体や福祉関係団体などとの連携を強化し、住宅施策を推進します。市営住宅の戸数を引き続き維持することとし、用途廃止により減少する戸数は、UR都市機構の賃貸住宅の借上げなどにより補充します。
- ◆ マンションについては、計画的な修繕や適切な維持管理など、管理の適正化を図るための必要な支援を行います。

* 特定行政庁：建築基準法で規定された建築確認などを行う建築主事を置く市町村の長のこと。

施策内容

(1) 住環境に配慮した住まいづくりの促進

① 地域特性に即した住宅の誘導と適切な維持管理の推進

- 法令などに基づく手法や地域のまちづくりのルールなどに沿った住宅に誘導するとともに、違反建築物の指導など、適切な維持管理を推進します。

② 環境やニーズに配慮した住宅の整備促進

- 住生活の向上及び環境への負荷低減に対応するため、住宅の省エネルギー化など、環境に配慮した住宅整備を促進します。

(2) 安心して住み続けられる住宅の確保

① 災害に強い住まいの確保

- 住宅（木造住宅・マンション）の耐震診断費などの補助制度により、耐震化の向上を図ります。

(3) 多様な世帯が地域に住み続けるための住宅支援

① 相談体制の充実

- 宅地建物取引業協会、建築士・建設業協会などの不動産、建設関連、福祉団体などの各種団体との連携を強化し、住宅施策の実効性を高めます。

② 住宅セーフティーネット*の構築

- 市営住宅の確保と適切な維持管理を行うほか、公的・民間賃貸住宅を活用した住まいの確保など、安定的な居住を支援します。

(4) 地域の住宅ストックの有効活用

① 空き家などの適正な管理と有効活用

- 空き家などを含む既存住宅のニーズの変化に対応した利活用（空家バンク、マッチングなど）や適切な管理を促進します。
- マンション管理計画の認定など、マンション管理の適正化を推進するための支援を行います。

関連する個別計画

八千代市住生活基本計画／八千代市耐震改修促進計画
八千代市空家等対策計画／八千代市市営住宅等長寿命化計画
八千代市マンション管理適正化推進計画

* 住宅セーフティーネット：高齢者、低額所得者、障害者などの住宅の確保に配慮が必要な人が安心して暮らせる住まいの確保に向けた支援への仕組みのこと。

第1節 市街地・住環境の整備

3 公園・緑地



将来のまちの姿

魅力ある公園・緑地の整備を進め、公園・緑地を恒久的な緑の財産として維持管理し、緑を生かした潤いのあるまち

現状と課題

- ◆ 公園・緑地は、まちに潤いと安らぎを与える場や市民のふれあいの場、災害時の避難場所にもなる重要な役割を果たしています。
- ◆ 市民ニーズに対応した計画的な公園・緑地の整備を行うとともに、公園施設の老朽化や公園内の樹木の大木化が進んでいることから、市民や関係機関との協力のもとで、恒久的な緑の財産として適切に維持管理していく必要があります。
- ◆ 西八千代地区の近隣公園や県立八千代広域公園の整備促進が求められている一方で、既存の公園のあり方について、市民からの要望が増加かつ多様化しており、都市公園の整備、維持管理の財源の確保及び体制の拡充が課題となっています。
- ◆ 市の木や市の花を生かしたまちのイメージアップにより、緑を生かした潤いのあるまちづくりが求められています。

基本方針

- ◆ 「みんなでつくる緑豊かなまち」を実現するため、魅力ある公園・緑地を整備するとともに、市民や企業、行政が一体となって都市緑化を推進します。
- ◆ 地域住民に愛される公園となるよう、市民や関係機関との連携により公園を適正に管理します。

施策内容

(1) 都市公園の整備

① 住区基幹公園の整備

- こどもや高齢者、障害者の利用に配慮したユニバーサルデザインの導入などにより、日常生活に密着した街区公園や近隣公園、地区公園の整備及び改修を図るとともに、開発行為などに伴う公園・緑地の十分な確保を指導します。

② 都市基幹公園の整備

- 市民の休息、散歩、運動などの場である総合公園、スポーツ・レクリエーション活動に供する運動公園については、施設の充実と清掃、植栽管理、補修などの維持管理を図ります。

③ 広域公園の整備促進

- 市民の文化・スポーツ活動の場や憩いの場を提供するため、事業主体である千葉県と連携し、県立八千代広域公園の整備を促進します。

④ 都市緑地などの整備

- 市民の憩いの場である都市緑地や市民の森などの整備及び保全を図ります。

(2) 緑化の推進

① 公的空間の緑化の推進

- 道路、河川、学校など公共施設の緑化を推進します。

② 私的空間の緑化の促進

- 環境保全林、名木、古木など貴重な樹林の保存を図るとともに、市の木や市の花を生かした緑化を促進します。

③ 民間活力による緑化の促進

- 民間団体による植栽事業など、自主的活動による緑化を促進します。

(3) 公園・緑地の管理

① 公園・緑地の維持管理

- 遊具・施設の点検、既存施設の改修を適宜行い、安全かつ適切に公園・緑地の機能を維持します。
- 指定管理者制度の活用や地域住民の参加など、民間活力を生かして、公園の魅力を高める取組を推進します。

関連する個別計画

八千代市緑の基本計画（改定版）

第2節 総合交通・道路環境の整備

1 総合交通



将来のまちの姿

市民の移動ニーズにきめ細かく対応できる公共交通手段が整ったまち

現状と課題

- ◆ 本市の交通ネットワークは、鉄道の2路線7駅を中心に、駅を起点に運行するバス路線網で形成されているほか、一部の地域においてはコミュニティバスも運行しています。
- ◆ 将来の人口減少や高齢化の進行が想定されるなかで、地域公共交通の維持を図るとともに、総合的かつ持続可能な公共交通サービスを確保していくことが必要です。
- ◆ 平成8（1996）年に開通した東葉高速線は、沿線開発の進展に伴い輸送人員が増加していますが、東葉高速鉄道株式会社は、現在でも、建設時の有利子負債を抱えた厳しい経営状況が続いており、経営の健全化が課題となっています。
- ◆ 交通手段の連携の観点からは、駅前の路線バスやタクシーなどの乗降と待機スペース、歩行者の流れを円滑にする通路スペースなど、各種交通手段と鉄道の結節機能を駅前空間に確保していくことが求められています。

基本方針

- ◆ 八千代市地域公共交通計画に基づいて、社会情勢の変化、市域全体の状況及び地域の特性を踏まえ、地域の移動ニーズに応じた、利便性が高く持続可能な地域公共交通網を構築します。
- ◆ 東葉高速鉄道株式会社の自立に向けた支援を行うとともに、京成本線と東葉高速線の利便性向上のため、誰もが利用しやすい駅にするための改良や、今後発生が予想される大規模自然災害による被害の未然防止、拡大防止などを事業者に要請していきます。
- ◆ 駅前ターミナルの交通結節機能を高めるなど、誰もが利用しやすく、移動の自由度が高い快適な交通ネットワークの構築に向けて、駅前広場の整備を推進します。

施策内容

(1) 鉄道輸送の充実

① 東葉高速鉄道株式会社の経営安定に向けた支援

- 東葉高速鉄道株式会社の経営安定を図るため、国や千葉県、関係自治体と連携して支援します。

② 鉄道の安全運行及び鉄道利用者の安全確保

- 今後発生が予想される大規模自然災害による鉄道施設の被害の未然防止や拡大防止のため、鉄道事業者が行う安全対策事業を促進します。

(2) バス輸送などの維持

① 既存バス路線の維持

- 通勤・通学者の利便性の確保に向けて、運転士不足や利用者の減少といった公共交通事業者の実態を踏まえつつ、地域公共交通の維持・利用促進に向けた取組を推進します。

② コミュニティバスの運行

- 地域住民や関係者の連携のもとで、地域特性に応じたコミュニティバスを運行します。

③ 新たな移動手段の検討

- 市北部における補完的移動手段などの導入を検討します。

(3) 駅前広場の整備

① 駅前広場の利便性向上

- 駅前広場が誰もが利用しやすく、快適な交通ネットワークとなるよう環境整備を行うとともに、交通結節点としての利便性の向上を図るための再整備を検討します。

関連する個別計画

八千代市都市マスタープラン
八千代市京成本線沿線まちづくりビジョン
八千代市地域公共交通計画

第2節 総合交通・道路環境の整備

2 道路環境



将来のまちの姿

体系的な道路ネットワークの形成や適切な道路の維持管理が行われ、誰もが安心して快適に利用できる道路環境が整ったまち

現状と課題

- ◆ 国・県道は、市民の移動手段と本市の経済活動を支える動脈であり、特に国道296号は、慢性的な交通渋滞が発生していることから、国道296号バイパスの早期完成が求められています。
- ◆ 県道でも、交通需要に対応した歩行者や通行車両の安全に配慮した拡幅、屈曲部の解消、歩道の整備などが必要となっています。
- ◆ 都市計画道路には、国・県道など幹線道路における交通量の増加に対応した体系的な道路ネットワークの整備による、交通渋滞の解消が求められています。
- ◆ 幹線道路の交通渋滞により市道などの生活道路へ通過車両が進入しており、住宅地内における歩行者や自転車利用者の安全が脅かされています。
- ◆ 道路の老朽化が進行しており、改良工事、維持補修工事などの迅速な対応が課題であるほか、車優先の道路から人にやさしい道路や交通政策への転換が必要です。
- ◆ 市が管理する橋梁や横断歩道橋は、老朽化に伴って維持補修費用の増大が見込まれるほか、千葉県北西部直下地震などの巨大地震の発生により崩落の危険性も懸念されます。

基本方針

- ◆ 交通安全に配慮しつつ、交通量に対応した国・県道の早期整備を関係機関に要請し、市民の利便性と生活環境の向上を図ります。
- ◆ 都市計画道路は、交通量の変化に対応した体系的な道路ネットワークを形成するとともに、計画的・効率的かつ事業の透明性を確保しながら整備を推進します。
- ◆ 市道は、市民の生活道路として、歩道や車道を適切な状態に保つよう維持補修に努め、市民生活に密着した、人にやさしく安心・安全に利用できる道路づくりを推進します。
- ◆ 橋梁・横断歩道橋は、八千代市橋梁長寿命化修繕計画に基づいて修繕コストを縮減し、効率的な維持管理及び更新並びに耐震化を推進します。

施策内容

(1) 道路ネットワークの整備

① 国・県道の整備促進

- 国道296号バイパスの早期完成及び国・県道の二次的改良を関係機関に要請します。

② 幹線道路の整備

- 都市計画道路を計画的に整備することにより、交通量に対応した体系的な道路ネットワークを形成し、交通渋滞の解消を図ります。

③ 自転車・歩行者道路の整備

- 歩行者や自転車の利用者の安全確保を図るため、自転車・歩行者道路の整備を進めます。

(2) 安心・安全な市道の維持管理及び整備

① 市道の維持管理

- 統合型GISシステム*による道路台帳の管理及び閲覧を順次開始するとともに、市道を安全に利用できるよう、適切な維持管理を継続します。
- 道路植栽などの手入れを適宜行い、良好な道路環境を維持します。

② 市道の整備

- 生活道路としての役割や街並みの形成、災害時の公共空間としての機能に配慮しつつ、安全かつ円滑な交通の確保と歩行者が安全で快適に移動できる道路を整備します。
- バリアフリーを考慮した道路改良の整備を進めます。

③ 橋梁・横断歩道橋の維持管理

- 橋梁・横断歩道橋の長寿命化及び耐震化にあたり、維持管理コストの縮減と平準化を図りつつ、効率的な維持補修などを実施します。

関連する個別計画

八千代市橋梁長寿命化修繕計画

八千代市道路舗装維持管理計画

八千代市街路樹管理計画

* 統合型GISシステム：地方自治体が使用する地図データのうち、複数の原課（都市計画や道路、下水道、農地、固定資産など）が利用するデータ（道路や街区、建物、河川など）を共用できる形で統合して維持管理するシステム。

第3節 環境との共生・保全

1 生活環境



将来のまちの姿

環境に配慮した生活や事業活動を実施することで快適で衛生的な生活環境が確保されているまち

現状と課題

- ◆ 環境関連法規の整備や環境対策に関する技術の進歩，市民の環境意識の高まりにより，大気・水質などの環境の改善はみられるものの，近年では，ライフスタイルの多様化などから音や臭気などの身近な環境問題が発生しています。
- ◆ 環境問題のなかには，事業活動によるものだけでなく，ごみのポイ捨てや自動車による排出ガス，生活騒音など市民の日々の暮らしに伴うものもあります。
- ◆ 私たちの生活環境を守るため，各種計画，法令などに基づく調査，指導及び対策を講ずるとともに，生活マナーやペットの飼育マナーなど，市民や事業者の更なる意識の向上が求められます。
- ◆ 衛生的な生活環境を確保するため，墓地や本市を含む四市複合事務組合*が運営する斎場を適正に管理運営する必要があります。

基本方針

- ◆ 千葉県などと連携し，水質や大気など各種環境状況を把握し，生活環境の保全に必要な指導や対策を実施するとともに，市民や事業者の環境意識の高揚を図ります。
- ◆ 不法投棄のパトロールや監視カメラの設置などの監視の強化により，環境悪化原因の早期発見，速やかな対応及び未然防止を図ります。
- ◆ 衛生的な生活環境を確保するため，墓地や斎場の適正な管理運営を図るほか，地域猫活動*を支援します。

* 四市複合事務組合：船橋市，習志野市，鎌ケ谷市及び八千代市で構成し，行政サービスの一部を共同で行う組合のこと。

* 地域猫活動：地域住民が主体となり，活動地域の理解と協力を得て，飼い主のいない猫を一代限りの生を全うするまで適切に管理していく活動。活動内容としては，給餌場や排せつ場の管理，不妊去勢手術の徹底，周辺美化などが挙げられる。

施策内容

(1) 環境保全対策の推進

① 環境状況調査などの実施

- 大気環境，水質環境，騒音・振動などの状況を調査・監視し，生活環境の保全のための対策を推進します。

② 環境負荷の低減対策

- 環境状況調査の結果をもとに，生活環境を保全するための発生源への指導などを行い，公害の未然防止を図ります。

③ 身近な環境問題の防止

- 法令による対応では解決が困難な音や臭気などの身近な環境問題を減少させる取組を推進します。

(2) 廃棄物などの適正管理

① 残土などの適正管理

- 残土の搬入や埋立てなどにおいて，不適正な処理による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し，市民生活の安全と生活環境の保全を図ります。

② 不法投棄の防止

- 土地所有者へ所有地の適正管理を指導するほか，不法投棄連絡員制度などを活用して不法投棄の監視体制を強化します。

③ 美化活動の推進

- まちの美化活動を推進するため，ごみゼロ運動を実施するほか，市民による公共用地の清掃活動を支援します。

(3) 環境衛生の確保

① 墓地・斎場の整備運営

- 墓地の利用を促進するとともに，四市複合事務組合を通して斎場の適正な管理運営を図ります。

② 地域猫活動の支援

- 地域猫活動の助言や不妊去勢などの手術費用の一部助成などを行います。

関連する個別計画

八千代市第3次環境保全計画（改訂版）

第3節 環境との共生・保全

2 自然環境



将来のまちの姿

市民が環境負荷の少ない生活を心がけ、豊かな自然環境が保全されているまち

現状と課題

- ◆ 地球温暖化は、気温の上昇に伴う異常気象、海面水位の上昇、生態系への影響など市民の日常生活にも密接に関わっており、人類の生存基盤にまで影響を及ぼします。
- ◆ 地球温暖化を防止するためには、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減が必要であり、市民や事業者、行政が一体となって、再生可能エネルギー・省エネルギーの取組、啓発活動などを実施することが不可欠です。
- ◆ 本市は、令和32（2050）年に二酸化炭素（CO₂）排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、その達成への道のりを示した八千代市地域脱炭素ロードマップを策定し、温室効果ガスの排出を抑制するためのエネルギー消費量の削減に取り組んでいます。
- ◆ 本市では、都市開発の進展、外来生物の侵入などにより、地域固有の生物種が消失しつつあり、豊かな自然環境を活用しながら、自然とふれあう活動を通じて、日常生活のなかで環境保全や自然共生社会を意識した行動ができる市民を増やしていく必要があります。

基本方針

- ◆ 地球温暖化の防止に向け、温室効果ガスを削減するため、市民・事業者の行動変容を促し、脱炭素型ライフスタイルの普及を図るとともに、再生可能エネルギーなど現状導入可能な環境性能の高い技術・機器などについて普及を図ります。また、脱炭素に係る革新的技術の早期実装に向けた情報収集に努めます。
- ◆ 生物多様性*の保全のため、自然環境の保全・再生に関する取組を支援し、自然環境に関する学習会を実施します。

* 生物多様性：生態系・生物群系又は地球全体に、多様な生物が存在していること。

施策内容

(1) 温室効果ガスの削減

① ライフスタイル・社会システムの変革

- 脱炭素型のライフスタイルの普及を図るため、市民や事業者の行動変容を促すとともに、市との連携を通じて、温室効果ガス排出削減に向けた活動を推進します。

② 地域全体への既存技術の普及

- 再生可能エネルギーや住宅用省エネルギー設備など環境性能の高い技術・機器などについて、地域全体への早急な普及を図ります。

③ 革新的技術の早期実装

- 水素エネルギーやカーボンリサイクルなど革新的技術の導入に向けて、情報収集・発信に努めます。

(2) 生物多様性の保全

① 自然環境の保全・再生

- 市内の谷津や里山など自然環境の保全・再生に関する取組を支援し、豊かな自然を次世代へ引き継ぎます。

② 自然保護意識の普及・促進

- 自然環境学習など身近な自然とふれあう活動を通じ、市民の生物多様性や自然保護などに関する意識の高揚を図ります。
- 市内における希少な生物の生育場所である「ほたるの里」などを環境学習の場として活用します。

関連する個別計画

八千代市地域脱炭素ロードマップ～2050年脱炭素社会を目指して～
八千代市第3次環境保全計画（改訂版）

第4節 循環型社会

1 廃棄物処理・リサイクル



将来のまちの姿

ごみが適正に処理され、ごみの発生抑制やリサイクルが進む循環型社会が形成されているまち

現状と課題

- ◆ 循環型社会の形成にあたっては、ごみの減量化やリサイクル、環境負荷が低減される処理方法の確立などが重要です。
- ◆ 家庭系ごみ及び事業系ごみから算出される1人1日当たりのごみの排出量は、減少傾向にあるものの、八千代市一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成するためには、更なるごみの減量化が必要であることから、引き続き、市民や事業者への周知及び啓発が必要です。
- ◆ 清掃センターが、安全かつ安定的にごみ処理を行うには、定期的な点検・整備に加え、約15年周期での基幹的設備などの改良工事が必要なことから、八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針に基づき、計画的に施設整備を進めています。
- ◆ 本市のし尿の収集件数は、公共下水道の普及に伴って年々減少する傾向にありますが、大規模な工事に伴う仮設トイレなどがある場合、し尿の搬入量が一時的に増えるケースもあります。また、浄化槽汚泥の搬入量は、市街化調整区域の開発により増加傾向となっています。
- ◆ し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う衛生センターは、施設の稼働から40年以上経過し、抜本的な整備が必要です。

基本方針

- ◆ 環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の形成に向けて、市民や事業者の協力のもと、ごみの発生抑制や減量化、リサイクルを推進し、ごみ収集体制のより一層の効率化や分別収集の徹底を図るとともに、八千代市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみを安全かつ安定的に処理します。
- ◆ 廃棄物の処理施設の管理運営にあたっては、長期的な視点で検討する必要があることから、策定した整備方針に基づき、計画的に補修や基幹的設備改良工事、施設の更新を行うとともに、人口やごみ処理量の推移などを注視し、将来における適正な運営管理を目指します。

施策内容

(1) ごみ減量・リサイクルの推進

① ごみ減量化の推進

- 市民や事業者に対する食品ロス削減の普及・啓発などを行います。
- 市民の生ごみの減量化に向けて、生ごみたい肥化容器などの利用を促進します。

② リサイクルの推進

- 八千代市分別収集計画を見直し、分別区分や収集の効率化を図るとともに、市民や事業者のごみの適正処理や分別の徹底を促進します。
- プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の分別収集・再商品化に向けた検討を行います。

③ 処理手数料の適正化

- 一般廃棄物処理手数料は、ごみ処理費用の推移や近隣自治体の状況などを踏まえ、受益者負担の適正化の観点から定期的な見直しを検討します。

④ 情報提供及び啓発活動の推進

- 4R*の推進に向けた手法の情報提供を行うなど、循環型社会の形成に向けた啓発活動を推進します。

(2) 環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進

① ごみ処理施設などの整備及び適正な運営・維持管理

- ごみ処理施設などの計画的な整備を推進します。
- ごみ処理施設などを適正に運営・維持管理し、ごみの資源化処理、焼却残さの再資源化及び適正な最終処分を図ります。

② 一般廃棄物処理基本計画などに基づく事業の推進

- 八千代市一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民や事業者の協力のもと、環境負荷の少ない適正なごみ処理を推進します。

(3) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理体制の整備

① 衛生センターの適正な運営及び維持管理

- し尿などを希釈して下水道に投入する新施設の整備に向けて事業を進めるとともに、既存施設の適正な管理運営を行うにあたり、定期的な点検・整備を実施します。

関連する個別計画

八千代市一般廃棄物処理基本計画
八千代市分別収集計画（第10期）
八千代市災害廃棄物処理計画

* 4R：ごみの減量化や資源化のために推進されている3R（Reduce（減らす）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））にRefuse（断る）を加えた取組。